

たかまつしんきん後見制度支援預金

後見制度支援預金とは

後見制度を利用しているお客さま(被後見人さま)の財産管理を目的に、日常生活に必要な資金とは別に、日常生活では使用しない資金について別管理するための預金口座です。

「後見制度支援預金」口座は、口座開設・お預入れ・お引出しなど、すべてのお取引に関して、家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です。

家庭裁判所の関与により、お客さま(被後見人さま)の財産について透明性の高い適切な管理が可能となります。

ご本人の財産

【生活口座】

日常で使わない
資金

日常に必要な
資金

【後見制度支援預金】

日常で使わない
資金

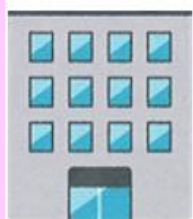
「指示書」必須

【生活口座】

日常に必要な
資金

後見制度支援預金のイメージ

家庭裁判所



①申請・報告



②指示書の発行



ご本人
(預金者・被後見人)



後見人

③指示書の提示



④指示書に基づく
お取引※

高松信用金庫



※「指示書」に基づくお取引
◎口座開設、◎ご入金、◎ご出金、
◎ご解約、◎定期送金 など

口座開設時に必要な書類

- 家庭裁判所発行の「指示書」(原本)
- 後見制度支援預金に係る手続申込書
- 成年後見制度に関する届出帳票

- 後見人もしくは委任状を持った代理人の本人確認書類
- 普通預金の口座開設時に必要な書類(申込書等)

成年後見制度に関する届出書、成年後見人の印鑑証明書、お届け印鑑

「登記事項証明書」または「審判書の謄本(写し)および確定証明書」(未成年後見の場合は戸籍謄本)



街に笑顔を !!

高松信用金庫

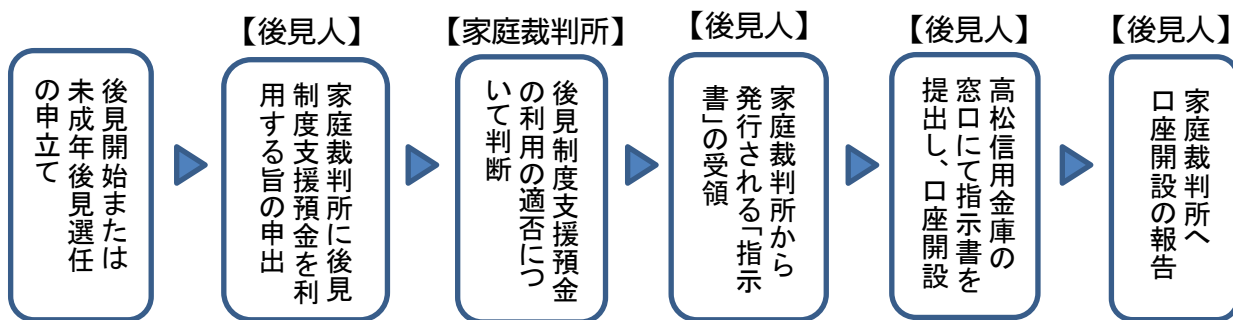
<https://www.takashin.co.jp>

令和2年7月1日現在

後見制度支援預金 商品概要

ご利用いただける方	家庭裁判所より後見制度支援預金締結の「指示書(契約締結)」を交付された未成年後見人または成年後見人の方 ※保佐人、補助人、任意後見人の方はご利用できません。
口座開設	家庭裁判所の「指示書」に基づき取り扱います。 ※新規開設のみとし、既にお持ちの普通預金口座からの切替えはできません。
お預入れ・お引出し	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 預入金額1円以上(1円単位)
お利息	変動金利(毎日の普通預金の店頭表示金利を適用します)。
取扱店	全営業部店
ご利用いただけるサービス	家庭裁判所から交付された「指示書」がある場合、生活資金等の資金を定期的に普通預金口座へ移動する「定期送金サービス」をご利用いただけます。
手数料	口座管理手数料は無料です。為替手数料について、定期送金振込手数料は当金庫所定の振込手数料が必要です。
その他のご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「指示書」の交付申請は被後見人の基本事件が係属する家庭裁判所に行ってください。 ○公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキングのご契約はできません。 ○本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ○「総合口座」のお取扱いはできません。 ○キャッシュカードは発行できません。 ○入金・出金は窓口でのお取扱いに限定します(ATMでの記帳は可)。 ○現金でのお支払いはできません。(管理口座への振替えとなります)。 ○預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

後見制度支援預金を利用する場合のお手続きの流れ



詳しくは、お近くの各営業部店窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

高松信用金庫フリーダイヤル **0120-842-880**
ご利用時間:月～金曜日 午前9時～午後5時(休業日は除きます)。

- 当金庫は、誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。
- 当金庫は、反社会的勢力からの如何なる申込も、一切受付いたしません。

